



株式会社友 情	黒石市大字中川 字富田一〇の二	居宅介護	介護サービ ス「ゆー じょう」	黒石市大字中川 字富田一〇の二	平成 三〇・四・三〇
株式会社友 情	黒石市大字中川 字富田一〇の二	重度訪問 介護	介護サービ ス「ゆー じょう」	黒石市大字中川 字富田一〇の二	〃

青森県告示第三百五十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称  
一級河川岩木川水系浅井川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成三十年五月一日
- 三 廃川敷地等の位置  
平川市尾崎木戸口地内
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
宅地 一、七一一・五九平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成三十年四月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人黒にんにく国際会議
- 三 代表者の氏名  
柏崎 進一
- 四 主たる事務所の所在地  
上北郡おいらせ町木崎一五八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国内外の人々に対して、黒にんにくの機能性及び調理方法等の研究、それを公表するサミットの開催、また、国内外の黒にんにくについて公設試験研究機関と連携し推奨商品として認証を発行する事業を行い、人々の健康増進、農業振興、国際交流、経済活性化、消費者保護及び持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成三十年四月十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六八号	肥料の種類 混合有機質 肥料	肥料の名称 有機一〇〇 %完熟肥料	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	その他の規 格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社あす なろファーム 八戸市大字大 久保字畑西 ノ平一五の八
----------------------	----------------------	-------------------------	--	----------------------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社戸山建設
- 二 代表者の氏名 八戸とし子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字滝沢字住吉二二三の六六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第一〇〇一五六号
- 五 取消年月日 平成三十年三月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐々木住建
- 二 氏名 佐々木進
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字内童子字童子四八

四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一三三三七号

五 取消年月日 平成三十年四月四日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 今建設工業
- 二 氏名 今弘師
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬端山崎一一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇〇五九号
- 五 取消年月日 平成三十年三月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年十二月二十一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

